

騒音又は振動の規制基準

ア 一般の騒音の規制基準(単位: dB)

時間の区分	昼間	朝夕	夜間
区域の区分 (都市計画区域)	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から 8 時まで 午後 7 時から 10 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
第 1 種中高層住居専用地域	50	45	40
第 1 種住居地域及び 第 2 種住居地域	55(50)	50(45)	45(40)
近隣商業地域, 商業 地域及び準工業地域	65(60)	60(55)	50(45)
工業地域	70(65)	65(60)	60(55)
その他の地域	60(55)	55(50)	50(45)

※()内の数値は, 学校, 保育所, 病院, 収容施設を有する診療所, 図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲約 50m 以内の基準

イ 一般の振動の規制基準(単位: dB)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前8時から午後7時 まで	午後7時から翌日の 午前8時まで
第1種中高層住居専用地域, 第1種住居地域及び第2種住 居地域	60(55)	55(50)
近隣商業地域, 商業地域, 準 工業地域及び工業地域	65(60)	60(55)
その他の地域	60(55)	55(50)

※()内の数値は, 学校, 保育所, 病院, 収容施設を有する診療所, 図

書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲約 50m以内の基準

一般騒音の測定方法等について

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、日本工業規格C1502に定める普通騒音計若しくはC1505に定める精密騒音計又はこれらに相当する測定器を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回数はA特性、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 騒音の測定点は原則として音源の存する敷地の境界線とする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

一般振動の測定方法等について

- 1 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位とする。
- 2 振動の測定は、日本工業規格C1510に定める振動レベル計又はこれと同程度以上の性能を有する測定器を用いて行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は日本工業規格C1510に定めるものを用いることとする。
- 3 振動の測定点は、原則として振動源の存する敷地の境界線とする。
- 4 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

イ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3デシベル	3デシベル
4デシベル 5デシベル	2デシベル
6デシベル	

7デシベル	1デシベル
8デシベル	
9デシベル	

5 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。